

第10回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和元年11月28日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 11番 黒木 民徳 委員 12番 藤田 博文 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
-----	-----

局長

ご起立をお願いします。
 ただ今から、令和元年第10回美郷町農業委員会総会を開会いたします。
 一同、礼。
 お座りください。
 本日は、10番藤本政嗣委員、14番竹田親吏委員より欠席届が出ております。ただ今の出席委員は12名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。
 会長、よろしくお願ひいたします。

議長

<挨拶>
 それでは日程表に従いまして、令和元年第10回総会を進行していきます。
 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。11番黒木民徳委員、12番藤田博文委員、よろしくお願ひします。
 続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。
 <異議なし>
 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。
 それでは日程第3、議案審議に移ります。
 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

2ページをお開きください。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による利用権設定の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 75 番と 76 番の 2 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 75 番と 76 番になります。申請人の譲受人が、大分県の 49 歳の方になります。

まず 75 番。譲渡人が、大分県の 60 歳の方です。申請地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、2,452 m²になります。

次に 76 番。譲渡人が、美郷町北郷入下の 58 歳の方です。申請地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、721 m²になります。合計 2 筆で、3,173 m²になります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、スイートピー用のハウス用地となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営は美郷町内での農地は 0 m²ですが、今回の借入で下限面積はクリアしております。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。ちなみに譲受人は大分県で農業をされていますが、美郷町内に移住をして農業を再開するというので計画しております。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。譲受人は現在大分県でスイートピーを 20a、ほおずきを 40a、ハウス栽培しております。現在使用している農地は約半分が夏場水害にあうため、災害の少ない農地を探していたところ、北郷の議員と知り合いになり紹介してもらって今回の申請となりました。75 番の譲渡人は北郷出身の方で、両親もすでに亡くなっている為管理をしているようです。76 番の譲渡人は役場の職員であります。この申請地は 2 筆で 1 枚の田のため、一緒の申請となりました。今回はスイートピーを主に耕作するようですが、将来的には面積を増やしハウスを拡大したいということであります。大分のハウスは両親が管理して、本人は美郷町に移住して農業をやりたいということでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 75 番と 76 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

山口委員

いいですか。

議長

どうぞ。

山口委員

9 番、山口です。譲渡人が大分在住であれば、現在誰かが耕作しているのですか。

柳田委員	はい。
議長	柳田委員、どうぞ。
柳田委員	さるまっこという合同会社が預かっております。
議長	他にありませんか。
中田委員	はい。
議長	どうぞ。
中田委員	4番、中田です。譲受人は49歳とまだ若いようですが、ずっと美郷町でハウスをするつもりなんですか。
柳田委員	はい。
中田委員	どうぞ。
柳田委員	まだ独り者ですが、永住するつもりいるようですが、家はまだ探しているところですよ。
議長	他にありませんか。
事務局員	はい。
議長	事務局、どうぞ。
事務局員	補足いたします。75番の申請地ですが、さるまっことの賃貸借合意解約書が出ておりますので、後ほど報告いたします。
議長	他にありませんか。
	<なし>
	無いようですので採決に移ります。受付番号75番・76番に賛成の方の挙手を求めます。
	<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

6 ページをお開きください。議案第 26 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。7 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 77 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 77 番です。申請人が、美郷町南郷神門の 40 歳の方です。申請地は南郷神門字米上、畑 1 筆の一部、362 ㎡のうちの 229.47 ㎡になります。申請の理由は、実家横の農地に増設（接続）する形で住宅を建築するためとなっております。転用後の用途は宅地。転用の時期は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間となります。9 ページが地籍集成図、10 ページが配置図、11 ページが立面図、12 ページが平面図、13 ページが排水関係の図面、14 ～ 15 ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

田野委員

8 番、田野です。申請人は役場に勤めております。実家が手狭なため、増築して母親と一緒に住みたいという話でした。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 77 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 77 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 27 号ですが、林田寿利委員が利用権の設定人となっておりますので、農業委員会等に関する法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了まで退席をお願いします。

<林田寿利委員、退席>

それでは議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利

用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

16 ページをお開きください。議案第 27 号については、追加案件がございますので、あわせて説明いたします。議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。17 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 78 番から 82 番の 5 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

18 ページをお開きください。受付番号は 78 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 66 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 80 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字桑野々と上ノ原、田 3 筆、3,981 m²にあります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて 40,172 m²。家族総数 3 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規となります。19 ページは地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。利用権の設定を受ける者が地区担当の農業委員でありますので、代わりに説明いたします。所有者が高齢で耕作出来ないことと、申請地の両隣を設定を受ける者が耕作しているため預かってほしいと頼まれたそうです。今までも管理していたので問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 78 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 78 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。審議が終わりましたので、林田委員を呼び戻してください。

<林田寿利委員、着席>

続きまして、受付番号 79 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。これから先は中間管理事業案件で、修正と追加議案がありますが、先に修正のほうから説明させていただきます。

受付番号は 79 番です。利用権を設定する土地の、西郷田代字仮迫、田 1 筆、172 m²ですが、総会にかける必要がないということで削除をお願いします。

22 ページの受付番号 80 番の賃借期間を、平成 26 年 12 月 26 日から令和 1 年 12 月 26 日の 5 年間に修正をお願いします。

24 ページの受付番号 81 番の賃借期間を、平成 26 年 12 月 26 日から令和 1 年 12 月 26 日の 5 年間に修正をお願いします。

別紙で追加案件をお配りしましたが、受付番号 82 番の利用権を設定する土地の合計筆数が 9 筆となっておりますが、10 筆に修正をお願いします。修正の件数が多くなりまして申し訳ありません。

議長

それでは改めまして、受付番号 79 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 79 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、延岡市の 70 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字下村、田 1 筆、1,154 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は継続となります。21 ページが地籍集成図になります。別紙の案件と 79 番の利用権を設定する者が同一なのに、2 件に分かれている理由は、土地が未相続農地であり登記が変わっていないためであります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。この地区はほとんどの農地を農地中間管理機構に預けております。継続案件でありますし、問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 79 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 79 番に賛成の方の挙手を求めます

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 80 番の説明をお願いします。

事務局員

22 ページをお開きください。受付番号は 80 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社、利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 77 歳の方です。利用権を設定する土地は、西郷田代字田ノ原、田 4 筆、3,328 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は継続となります。23 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

5 番、森田です。先程の説明と同じであります。継続ですので問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 80 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 80 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 81 番の説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 81 番です。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 75 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷宇納間、田 9 筆、11,364 m²になります。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は継続となります。25・26 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。先程の森田委員の説明のとおり、中間管理機構の利用となります。利用権を設定する者は、ご主人を亡くされ高齢の女性一人では管理が出来ないため預けたということです。現在は、管理機構から地域の畜産農家が預かっております。継続案件であります。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 81 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 81 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 82 番の説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>別紙の資料をご覧ください。受付番号 82 番になります。利用権の設定を受ける者が、宮崎県農業振興公社。利用権を設定する者が、延岡市の 70 歳になります。利用権を設定する土地は、西郷田代、田 10 筆、9,136 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権設定区分は継続となります。次のページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
森田委員	<p>5 番、森田です。先程の説明と同じであります。継続案件ですので問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 82 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 82 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p><全員、挙手></p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 10 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>27 ページをお開きください。報告第 10 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。</p>

事務局員	<p>28 ページをお開きください。北郷入下字シワノ瀬の田 1 筆を、基盤強化法で平成 30 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで賃貸借契約がなされていましたが、令和元年 11 月 15 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。</p> <p>続いて 30 ページですが、北郷入下字柳瀬の田 1 筆を、基盤強化法で平成 30 年 3 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで賃貸借契約がなされていましたが、令和元年 11 月 15 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。この農地については、先程の 3 条の案件で貸し出しされる農地となっております。以上です。</p>
議長	<p>賃貸借解約の報告でありました。</p> <p>続きまして、報告第 11 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>32 ページをお開きください。報告第 11 号、農地改良届について。農地改良届の提出があったので報告する。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>33 ページをお開きください。美郷町北郷黒木字道野の田ですが、地盤に水分が多く耕作に支障が出るため、工事発生土を利用して約 100cm の嵩上げを行うということになります。工事完了は令和 2 年 3 月 2 日を予定しております。34 ページからは添付書類になります。ご確認ください。</p> <p>40 ページをお開きください。美郷町北郷黒木字松葉の田ですが、河川の増水で田への流入のおそれがあるため、越水防止のため約 60cm の嵩上げを行うということになります。工事完了は令和 2 年 3 月 2 日を予定しております。41 ページからは添付書類になります。以上です。</p>
議長	<p>報告案件ですが、質疑はありませんか。</p> <p>質疑はなしと認めます。</p> <p>続きまして、諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>47 ページをお開きください。諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により美郷町農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により変更する農業振興地域整備計画の提出があったので、意見を求める。令和元年 11 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>資料は 48 ページからになります。現在この土地については農業用施設用地であり、農地を農用地区域から除外するための計画変更であります。除外後は後継者住宅の建築を予定をしており、今後転用申請が提出される見込みです。56 ページ</p>

の現況写真を見ていただきたいのですが、土地の真ん中に暗渠が入っていますので、この部分は町有地になります。但し、建設課に確認したところ、柵のような境を設けることは考えていないということです。庭の一部や駐車場として使用するのには問題にはならないと、建設課から回答をいただいています。以上です。

議長

事務局から説明がありましたが、本案件に対するご意見がありましたら挙手をお願いします。

山口委員

いいですか。

議長

どうぞ。

山口委員

先程の現況写真の真ん中が町有地なのですか。

事務局員

そうです。この土地は元々1枚だったのですが、今年の2月に分筆されまして、暗渠の部分を町有地にかえたそうです。以上です。

中田委員

はい。

議長

どうぞ。

中田委員

4番、中田です。この土地のどこに住宅を作ろうとしているんですか。

事務局員

現況写真の左側になります。詳しくは今後の転用申請の中で説明できると思います。以上です。

議長

他にありませんか。

私から1つ意見をいいですか。

50 ページの文書の中で、腑に落ちないような表現がありました。検討をお願いします。

事務局員

わかりました。意見として担当に伝えておきます。

議長

他にありませんか。

<なし>

それでは、諮問第1号について、美郷町農業委員会としては同意するという意見に賛成の方は挙手をお願いします。

<挙手多数>

ありがとうございます。挙手多数で承認されました。
それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

ご起立をお願いいたします。
以上を持ちまして、令和元年第10回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 黒木 民徳

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

